

2023年11月15日

米国による懸念国向け半導体関連輸出規制の強化

弁護士 藤田 将貴

Contents

- I. はじめに
- II. 本規制の概要
- III. おわりに

I. はじめに

2023年10月17日、米国商務省産業安全保障局(BIS)は、輸出管理規則(EAR)に基づき、以下の3つの半導体関連輸出規制にかかる暫定最終規則(IFR)(以下、総称して「本規制」という。)を公表した。

- ① 先端コンピューティング半導体規制¹
- ② 半導体製造装置に関する輸出規制²
- ③ 合計13社の「脚注4付きエンティティリスト」への追加³

¹ “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Updates and Corrections Interim Final Rule” <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3353-2023-10-16-advanced-computing-supercomputing-ifr/file>

² “Export Controls on Semiconductor Manufacturing Items Interim Final Rule” <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3352-10-16-23-semiconductor-equipment-controls/file>

³ “Additions to the Entity List” <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/federal-register-notices-1/3354-10172023-public-inspection/file>

本規制は、2022年10月7日に中国向け半導体関連輸出規制(以下「2022年10月規制」という。)⁴の導入後、規制を回避する製品の開発や第三国経由の中国向けの迂回輸入がみられたことを踏まえ、その抜け穴を塞ぐことを主たる目的としている。

本規制は、規制対象となる仕向地を中国とマカオ以外に拡大するなど、2022年10月規制を大幅に強化しており、米国企業だけでなく、米国以外の企業にも大きな影響を与えられられる。そのため、半導体または半導体関連製品の事業を行う企業を中心に、日本企業はその内容を精査の上、自社事業ないしサプライチェーンへの影響を見極めるとともに、必要な対応を早急に講じる必要がある。

本規制は、一部の規定を除き2023年11月17日から施行される。パブリックコメントは、同年12月18日まで募集されている。

以下では、本規制のうち特に重要と考えられる箇所を中心に、その概要を解説する⁵。

II. 本規制の概要

1. 対象品目の拡大

以下のとおり、輸出規制の対象となる半導体および半導体製造装置を拡大する。

(1) 対象半導体の拡大

輸出管理分類番号(Export Control Classification Number: ECCN) 3A090 について、「性能密度(Performance Density)」パラメータを新たな基準として導入し、対象範囲を拡大する。

(2) 対象半導体製造装置の拡大

2022年10月規制によって新設されたECCN 3B090を3B001および3B002として分類し直した上で⁶、新たな半導体製造装置(等方性ドライエッチング、湿式化学処理、およびその他の高度な技術的用途向けに設計された装置等)を追加する。

⁴ “Implementation of Additional Export Controls: Certain Advanced Computing and Semiconductor Manufacturing Items; Supercomputer and Semiconductor End Use; Entity List Modification”

<https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/13/2022-21658/implementation-of-additional-export-controls-certain-advanced-computing-and-semiconductor>。なお、BISは、2023年1月18日、マカオにも中国向けと同様の規制を課した。以下では、当該規制を含め、単に「2022年10月規制」という。2022年10月規制の概要については、弊事務所の2023年3月28日付ニュースレター(ニュースレター:【経済安全保障・通商】対中輸出規制—米国の半導体輸出規制と半導体の地経学— | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 (amt-law.com))参照。

⁵ 本規制では、本ニュースレターで取り上げたもの以外にも、規制対象の明確化その他の目的による改訂が行われている(たとえば、重複管理を避けるために行われた、9つのECCNへのいわゆる「z項」の追加や、特定のリソグラフィ装置にかかる0%デミニミス・ルールの適用等)。また、KYC(Know Your Customer)デューデリジェンスに関し、5つのレッドフラッグの例が新たに示された。

⁶ これに伴い、ソフトウェアおよび技術を管理する4つのECCN(3D001、3D002、3D003、3E001)の変更も行われる。

なお、半導体製造装置規制に関するピック 45 および 46 における BIS のコメントは、EAR 対象品目が米国以外の品目に組み込まれることを知っている場合、その品目の輸出等に許可が必要になることを示唆しており、従前のデミニミス・ルールとの関係等を含め、留意を要する。

2. 対象仕向地の拡大(D:1、D:4 または D:5 国群への拡大)

中国への迂回リスクが高いと考えられる D:1 国群(国家安全保障上の懸念国)、D:4 国群(ミサイル技術関連拡散懸念国)および/または D:5 国群(米国の武器禁輸指定国)⁷に仕向地を拡大する。

また、懸念国の企業が海外子会社を通じて規制対象半導体等を入手することを阻止するため、マカオまたは D:5 国群(中国を含む)に本社を置く企業、または「最終的な親会社」⁸がそれらの国に本社を置く企業(地域を問わない)向けの輸出等に対する許可要件を設ける。

本規制に関連する具体的な国名・法域については、本ニュースレター末尾の【別表 1】を参照されたい。また、対象仕向地の拡大に関する具体的な変更点の概要については、同【別表 2】を参照されたい。

3. 許可例外「Notified Advanced Computing(NAC)」および新たな通知要件

一定の半導体等⁹の輸出、再輸出および移転(国内)にかかる許可例外¹⁰を追加するとともに、D:5 国群またはマカオに輸出する場合の通知制度を導入する。

すなわち、D:1 または D:4 国群の仕向地への輸出、再輸出および移転(国内)、ならびにマカオまたは D:5 国群内での移転は、EAR § 744 もしくは 746 に基づき禁止されているエンドユースもしくはエンドユーザー、または、軍事エンドユースもしくは軍事エンドユーザーの許可要件の対象(ただし、マカオまたは D:5 国群に本社を置く企業、または、最終的な親会社がこれらの国に本社を置く企業のための、D:1、D:4 または D:5 国群(A:5 または A:6 国群にも指定されている国を除く。)以外の一切の仕向地への輸出または再輸出について § 744.23(a)(3)に基づき必要とされる許可を除く。)に該当しない限り、事前許可が不要となる。

他方、D:5 国群またはマカオに本社を置く企業、または、最終的な親会社がこれらの国に本社を置く企業への輸出および再輸出については、上記条件に加えて、BIS への事前通知を行い、事前許可の利用が可能との BIS からの通知を受けたことを条件として、事前許可が不要となる。BIS は、事前通知の受領から 25 日以内に、許可例外の利用が可能かどうかを判断して通知する。

⁷ これらの国群(カントリーグループ)は、§ 740 付則 1 において懸念度に応じて分類された国別グループの一種であり、大まかに言えば、A 国群には輸出管理レジーム参加国、B 国群には主に旧自由圏・NATO 加盟国、D 国群には懸念国、E 国群にはテロ支援国および禁輸国がそれぞれ指定されている。同じ国が複数の国群に属することもある。

⁸ 「最終的な親会社(ultimate parent company)」は現時点では未定義である。

⁹ ECCN 3A090、4A090、3A001.z、4A003.z、4A004.z、4A005.z、5A002.z、5A004.z、5A992.z、5D002.z または 5D992.z に分類される品目。ただし、データセンターで使用するために設計または販売され、ECCN 3A090.a のパラメータを満たす品目を除く。

¹⁰ 「許可例外」とは、ECCN の規定上、その輸出、再輸出、国内移転に事前許可が必要とされている品目につき、一定の条件を満たす場合には、事前許可を例外的に不要とする制度をいう。

4. 米国人の半導体開発・製造への関与規制の改訂

2022年10月規制は、米国人が、EAR対象外の一定の品目(先端半導体やその開発・生産に使用される品目)にかかる役務の提供等あるいはそれらを「促進」することを禁止したが、本規制は、禁止対象から一定の事項を除外した。

他方で、規制対象となる国の範囲を拡大しており、マカオまたはD:5国群に本社を置く企業または最終的な親会社がこれらの国に本社を置く企業の施設における半導体の「開発」または「生産」に使用されていることを認識している場合等に規制対象となる。

5. 暫定一般許可

規制対象品目の代替供給源の確保に要する期間等を考慮し、2025年12月31日までの間、一定の要件を満たす場合、特定の許可要件が免除される¹¹。

6. エンティティリストへの追加

先端コンピューティング半導体の開発を行う壁仞科技(Biren Technology)およびその関連会社等、以下の合計13社をエンティティリスト¹²に追加する。これらの企業に対する輸出許可は、原則不許可の方針の下で審査される。

- Beijing Biren Technology Development Co., Ltd.
- Guangzhou Biren Integrated Circuit Co., Ltd.
- Hangzhou Biren Technology Development Co., Ltd.
- Light Cloud (Hangzhou) Technology Co., Ltd.
- Moore Thread Intelligent Technology (Beijing) Co., Ltd.
- Moore Thread Intelligent Technology (Chengdu) Co., Ltd.
- Moore Thread Intelligent Technology (Shanghai) Co., Ltd.
- Shanghai Biren Information Technology Co., Ltd.
- Shanghai Biren Integrated Circuit Co., Ltd.
- Shanghai Biren Intelligent Technology Co., Ltd.
- Superburning Semiconductor (Nanjing) Co., Ltd.

¹¹ たとえば、半導体製造装置にかかる規制に関し、2025年12月31日までの間、米国、A:5国群(日本を含む。)またはA:6国群に本社を置く企業であって、マカオまたはD:5国群(中国を含む。)に本社を置く企業に過半数を所有されていないものは、§744.23(a)(4)で特定されるCCLカテゴリ3(エレクトロニクス)の品目グループB(試験装置・検査装置・製造装置)の部品等の開発または製造のために、特定の機密性の低い規制品目を、マカオまたはD:5国群(中国を含む。)の製造施設向けに輸出等を行うことが認められる(ただし、エンドユース規制またはエンドユーザー規制は免除されない。)

¹² 「エンティティリスト」とは、米国の国家安全保障または外交政策上の利益に反する活動に関与した、関与している、または関与する重大な危険をもたらすと信じるに足る合理的な理由があると判断された事業体等が掲載されるリストである。エンティティリストに掲載された場合、追加の輸出許可要件が課され、また、許可例外が基本的に利用できなくなる。

- Suzhou Xinyan Holdings Co., Ltd.
- Zhuhai Biren Integrated Circuit Co., Ltd.

また、「脚注 4」の指定もなされているため、いわゆる「脚注 4 付エンティティリスト掲載者向けの直接製品規制」が適用され、一定の米国技術またはソフトウェアを用いて製造された外国製品をこれらの企業に輸出等する場合、許可の対象となる¹³。

III. おわりに

本規制は、従前の規制を大幅に拡大するものであり、半導体関連事業を行う企業を中心に、日本企業に与える影響は大きいと予想される。そのため、各企業は、新たに導入された BIS への事前通知の要否や暫定一般許可の利用の可否を含めて、本規制の自社事業への影響の有無および程度について可及的速やかに検討することが求められる。

また、本規制は、今後少なくとも 1 年に 1 回更新されることが予定されており、また、パブリックコメント等を踏まえて本規制に関する当局の解釈が新たに示される可能性もあるため、最新情報を入手の上、継続的にモニタリングを行うことが重要である。

(別表 1: 本規制に関連するカントリーグループ一覧表)

マカオおよび D:5 国群	D:1、D:4、D:5 国群	A:5、A:6 国群にも指定されている国
アフガニスタン	アフガニスタン	キプロス
ベラルーシ	アルメニア	イスラエル
ミャンマー	アゼルバイジャン	
カンボジア	バーレーン	
中央アフリカ共和国	ベラルーシ	
中国およびマカオ	ミャンマー	
コンゴ民主共和国	カンボジア	
キューバ	中央アフリカ共和国	
キプロス	中国	
エリトリア	コンゴ民主共和国	
ハイチ	キューバ	
イラン	キプロス	
イラク北朝鮮	エリトリア	
レバノン	ジョージア	
リビア	ハイチ	
	ラオス	
	レバノン	
	リビア	
	マカオ	
	モルドバ	
	モンゴル	
	オマーン	
	パキスタン	
	カタール	
	ロシア	
	サウジアラビア	
	ソマリア	
	南スーダン	
	スーダン	
	シリア	

¹³ 米国の一定の技術またはソフトウェアを使って米国外で製造された製品(いわゆる「直接製品」)または直接製品であるプラントもしくはその主要な構成装置により製造された製品が、(i)脚注 4 付エンティティリスト掲載者が製造・購入・発注する部品等に組み込まれるもしくはそれらの製造もしくは開発に利用されることを知り得る場合、または、(ii)脚注 4 付エンティティリスト掲載者が当該製品の取引に関与することを知り得る場合については、中国向けに限らず、全世界への輸出・再輸出・国内移転が許可の対象となる。

マカオおよび D:5 国群	D:1、D:4、D:5 国群	A:5、A:6 国群にも指定されている国
ロシア ソマリア 南スーダン スーダン シリア ベネズエラ ジンバブエ	イラン イラク イスラエル ヨルダン カザフスタン 北朝鮮 クウェート キルギス	タジキスタン トルクメニスタン アラブ首長国連邦 ウズベキスタン ベネズエラ ベトナム イエメン ジンバブエ

(※2023 年 10 月時点)

(表 2: 対象仕向地の拡大に関する変更点の概要)

項目	概要
「RS 規制」 ¹⁴ の改訂	RS 規制について、仕向地に D:1、D:4 または D:5 国群を含む形に拡大する ¹⁵ 。たとえば、ECCN 3A090、4A090、新たに「z 項」が追加された ECCN 品目ならびに関連するソフトウェアおよび技術にかかる品目に対する規制の範囲を拡大し、D:1、D:4、および D:5 国群(A:5 または A:6 国群にも指定されている国は除く。)を仕向地とする輸出等につき許可を必要とする ¹⁶ 。
スーパーコンピュータ関連エンドユース規制 ¹⁷ および半導体製造関連エンドユース規制 ¹⁸ の改訂	認識対象とされている仕向地の範囲を、中国およびマカオのみから、マカオおよび D:5 国群に拡大する。

¹⁴ 「RS 規制」とは、規制理由記号の一種であり、「地域安定性(Regional Stability)規制」をいう。その詳細は、輸出許可方針を含め、§ 742.6 を参照。

¹⁵ その他、ECCN 3B001、3B002、3D001、3D002 および 3E001 にかかる品目につき許可を要する仕向地としてマカオおよび D:5 国群が指定されている。また、後述の先端コンピューティング直接製品規制における仕向地の拡大と平仄を合わせる内容の改訂も行われている。

¹⁶ マカオおよび D:5 国群以外の仕向地に対する許可申請は、マカオまたは D:5 国群の仕向地に本社を置く企業(もしくは最終的な親会社)が本社を置く企業)向けの品目を除き、原則許可の方針の下で審査され、他方、マカオおよび D:5 国群向けの品目にかかる許可申請は、原則不許可の方針の下で審査される。

¹⁷ 一定の品目について、中国・マカオに所在するもしくは中国・マカオ向けのスーパーコンピュータの開発、製造、使用、設置、保守、修理等に使用されること、または、中国・マカオに所在するもしくは中国・マカオ向けのスーパーコンピュータに使用される部分品等に組み込まれるもしくはそれらの開発・製造に使用されることを「認識」しつつ輸出等を行うことを原則として禁止するもの。

¹⁸ 一定の品目について、(i)中国・マカオ所在の先端半導体製造施設向け、(ii)中国・マカオ所在のその他の半導体製造施設向け、(iii)中国・マカオでの一定品目の開発もしくは製造用途であると「認識」しつつ輸出等を行うことを原則禁止するもの。なお、(iii)について、2022 年 10 月規制では、対象品目がすべての EAR 対象品目(EAR99 を含む)とされていたが、本規制では、

項目	概要
新たな先端コンピューティングエンドユース規制の導入	<p>新たな先端コンピューティングエンドユース規制を § 744.23 に追加する¹⁹。</p> <p>ECCN 3A090、4A090、および、新たに「.z 項」が追加された ECCN 品目²⁰について、マカオまたは D:5 国群に本社を置く企業（または最終的な親会社がそれらの国に本社を置く企業）向けであることを「認識」している場合、D:1、D:4、D:5 国群（A:5、A:6 国群にも指定されている国を除く。）以外のすべての国に対する輸出等が原則禁止される。</p>
先端コンピューティング直接製品規制（FDP） ²¹ の改訂	<p>「製品範囲」と「仕向地またはエンドユースの範囲」という 2 要件のうち後者の範囲を、中国およびマカオのみから、D:1、D:4、D:5 国群（A:5 または A:6 国群にも指定されている国を除く。）およびマカオに拡大する。これらの国には、サウジアラビア、UAE、バーレーン、エジプト、クウェート、カタールなどが含まれている。</p> <p>また、マカオまたは D:5 国群に本社を置く企業（または最終的な親会社がそれらの国に本社を置く企業）向けの場合、地域の限定なく規制対象となる。</p>
「NS 規制」 ²² の追加	<p>半導体製造装置に関し、ECCN 3B001 および 3B002 に追加された品目ならびに関連するソフトウェアおよび技術に NS 規制を追加し、マカオまたは D:5 国群向けの輸出等を規制する。</p>

ECCN が付されている品目に限定された。また、エンドユースの範囲についても一定の限定がなされている。

¹⁹ なお、ECCN 3E001(3A090 用)についての新たな最終エンドユース規制も追加されており、そこでも仕向地が拡大されている。

²⁰ 3A001.z、4A003.z、4A004.z、4A005.z、5A002.z、5A004.z、5A992.z、5D002.z および 5D992.z

²¹ 一定の ECCN に該当する米国製の技術・ソフトウェアを用いて外国で製造された一定の半導体等について、中国もしくはマカオ向けであること、または中国もしくはマカオ向けの非 EAR99 品目に組み込まれること等を「認識」しつつ輸出等を行う場合、当該外国製品を EAR 対象品目とする規制(§ 734.9(h))のこと。2022 年 10 月規制により導入された。

²² 「NS 規制」とは、規制理由記号の一種であり、「国家安全保障(National Security)規制」をいう。その詳細は、輸出許可方針を含め、§ 742.4 を参照。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 藤田 将貴 (masaki.fujita@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com